

第3章 特定歴史行政文書等の利用、保存等に係る規定

公文書管理法の規定事項（★を除く。）	東京都	岩手県	山形県	仙台市	宮城県(案)
1 行政機関以外の国の機関が保有する歴史公文書等の保存及び移管	—	—	—	—	—
2 特定歴史公文書等の保存等					
(1) 歴文の永久保存（法に基づき廃棄される場合を除く。）	○	○	○	○	○
(2) 内容、保存状態、時の経過等に応じ、適切な場所での、適切な媒体による、識別を容易にするための措置を講じた上での保存	○	○	○	○	○ (災害被害を防止する観点を追記)
(3) 個人情報が含まれる場合の必要な措置の実施	○	○	○	○	○
(4) 歴文目録の作成・公表	○	○	○	○	○
★ 特定歴史公文書等の利用請求権 （何人も歴文の利用を請求することができる）		○		○	○
★ 利用請求書の提出		○	○	○	○
★ 利用請求書の不備の補正		○	○	○	○
3 特定歴史公文書等の利用請求及びその取扱い					
(1) 利用制限情報（請求があった場合は、利用制限情報に該当する場合を除き、利用させなければならない）	○	○	○	○	○
(2) 利用判断時における時の経過の考慮と、移管元実施機関の意見の参酌（利用制限情報の一部については、その該当性を判断する際に実施機関から付された意見を参酌しなければならない）	○	△ (時の経過の考慮のみ)	○	○	○
(3) 部分利用（利用制限情報があっても、容易に区分することができるときは、当該部分を除いた部分を利用させなければならない）	○	○	○	○	○

→別紙3参照

公文書管理法の規定事項（★を除く。）	東京都	岩手県	山形県	仙台市	宮城県(案)
4 本人情報の取扱い (当該個人情報の本人からの請求の場合は利用させる)	○	○	○	○	○
★ 利用請求に対する措置（全部利用決定、一部利用決定、利用させない決定）		○	○	○	○
★ 利用決定期限（原則●日以内、困難な場合は▲日以内）		○ 原則30日 +延長30日	○ 原則30日 +延長30日	○ 原則14日 延長は60日	○ 原則30日 +延長30日
★ 利用決定期限の特例（著しく大量である場合には、決定期限内に相当部分の歴文利用決定を許容）		○	○	○	○
★ 事案の移送（請求対象歴文が他の実施機関で保存されている場合）		○			
5 第三者に対する意見書提出機会の付与					
(1) 歴文に第三者情報が含まれている場合の意見聴取機会の付与	○	○	○	○	○
(2) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を利用させる場合における当該第三者への意見聴取	○	○	○	○	○
(3) 国防、犯罪予防等の情報を利用させる場合における当該行政機関への意見聴取	○		○	○	○
(4) (1)及び(2)において第三者から意見が付されてもなお利用させる場合は、決定の日と利用の日との間に2週間を置いた上で、第三者に対し、利用させる旨の通知を行う	○	○	○	○	○
6 利用の方法 (文書又は図画は閲覧又は写しの交付により、電磁的記録は政令で定める方法により行う。保存に支障を生ずるおそれがあるときは写しの閲覧による。)	○	○	○	○	○
7 利用請求に係る手数料	写しの交付 に係る費用 負担	写しの交付 に係る費用 負担	写しの交付 に係る費用 負担	写しの交付 に係る費用 負担	写しの交付 に係る費用 負担

公文書管理法の規定事項（★を除く。）	東京都	岩手県	山形県	仙台市	宮城県(案)
8 審査請求及び公文書管理委員会への諮問					
(1) 利用請求に対する処分等に不服がある者は、審査請求をすることができる			○		
(2) 審査請求に係る行政不服審査法の適用除外（審理員審理、審理手続なしでの却下裁決、審理手続、行政不服審査会への諮問）	○	○	○	○	○
(3) 行政不服審査法の読み替え	—	—	—	—	—
(4) 審査請求があった際は、不適法却下又は裁決で全部認容する場合を除き公文書管理委員会に諮問	○ (速やかに 諮問)	○	○	○ (速やかに 諮問)	○
★ 諮問時における弁明書の写しの添付	○	○			
★ 審査請求人等への諮問した旨の通知	○	○		○	○
★ 第三者からの審査請求を棄却する場合の手続	○	○		○	○
★ 公文書管理委員会の調査権限	○	○ (別章)			○
★ 意見の陳述・意見書の提出等	○	○ (別章)			○
★ 提出資料の閲覧等	○	○ (別章)			○
★ 審査請求の制限	○				
★ 答申書の送付・公表	○	○ (別章)			○
★ 裁決における答申の尊重		○		○	○
★ 審査請求後●日以内の裁決		○ 120日以内			

公文書管理法の規定事項（★を除く。）	東京都	岩手県	山形県	仙台市	宮城県(案)
9 独立行政法人等情報公開法及び情報公開・個人情報保護審査会設置法の準用（審査会の調査権限、意見陳述の機会付与、意見書等の提出、委員による調査手続、提出資料の写しの送付等、審議手続の非公開、審査請求の制限、答申書の送付及び公表）					
10 利用の促進 （利用制限のない情報は展示等により積極的に一般利用に供する）	○		○	○	○
11 移管元行政機関等による利用の特例	○		○	○	○
12 特定歴史公文書等の廃棄	○	○	○	○	○
13 保存及び利用状況報告等	○		○	○	○
14 利用等規則	○	○	○		○

→検討ポイント資料（資料2-1）参照